

令和 7 年度

春近発電所屋内展示製作業務

業務委託仕様書（案）

令和 8 年（2026 年）1 月

長野県企業局 電気事業課

## 1 適用範囲

本仕様書は長野県企業局 電気事業課が実施する「令和7年度 春近発電所屋内展示製作業務」(以下「本業務」という。)に適用する。

## 2 業務目的

現在、大規模改修中の春近発電所は敷地及び建物内部の一部を一般開放することとして整備を進めている。その一環として、展示棟において、水力発電の仕組みや春近発電所をはじめとした長野県企業局の歴史を学べる空間を整備する。

## 3 業務対象場所（製作物設置場所）

長野県伊那市東春近 春近発電所

### （1）施設名称

長野県企業局 春近発電所展示棟（2階） 展示室

### （2）施設面積

約 54 m<sup>2</sup> (展示棟 2 階 延床面積約 345 m<sup>2</sup>)

### （3）建物構造

鉄骨造

### （4）設計床耐荷重

1 m<sup>2</sup>当たり 300 kg まで

### （5）春近発電所は現在工事中で、施設のオープンは令和8年7月末を予定している。

施設オープン後は毎日（年末年始除く。不定休あり。）午前9時から午後5時までの開館予定で、土日祝日の開館時には施設管理人が常駐する予定である。

本業務において製作したものは、開館時のみ使用することを想定している

## 4 履行期間

契約締結の日から令和8年（2026年）7月18日まで

## 5 業務の体制

本業務の履行に当たっては、必要な有資格者を配置した上で安全かつ迅速に実施すること。

## 6 設計

### （1）本業務に係る製作物の設計は必要な基準・規格に基づき行うこと。また、来場者が安全に体験でき、地震等に対しても転倒しない様にするとともに、対象施設内に収まる物かつ設計床耐荷重を超えないものとすること。

### （2）設計成果品（製作図面及び強度計算書等）については、予め委託者に提出し、承認を得ること。

### （3）参考とすべき基準・規格等の例は別添1のとおり。

## 7 業務内容

以下の内容について企画・製作等を行うこと。

### (1) 共通事項

ア (2)～(4)に示す製作物の製作に当たり、必要な部材・資材を調達し、製作すること。ただし、展示に使用する映像コンテンツ（本業務契約締結前に委託者が保有する映像に限る）及び部材の一部（撤去した盤類（アナログメーター、操作レバー等含む）や機器類）については、委託者にて保有するものを提供することも可能である。詳細は本仕様書に示すもののほか、契約後の協議による。

イ 本業務において製作するものについて、法令や公序良俗に反する表現、差別表現、誹謗中傷、誤った表現などが生じないように受託者の責により十分な確認を行うこと。

ウ 年齢問わず、誰もが楽しく学べることのできるものを提案すること。

エ 本業務において使用する写真・音楽・動画コンテンツについては、オリジナル又は著作権等の一切の権利を受託者の責にて処理すること。

オ 本業務で撮影した写真及び映像は全て納品すること。

カ 納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は委託者に帰属することを原則とする。ただし、特別な事情があり、従うことが出来ない場合は、委託者と協議を行うこと。なお、当該映像及び画像については、委託者が実施する企画において活用することがある。

キ 受託者は映像の原板（編集済みでないマスター映像を含む）の全てについて、原則として成果品納品後、2年間保管すること。

ク 上記の保管期限内における映像原版は、委託者の利用に供することを前提とする。委託者から原版提供の依頼があった場合には、受託者は依頼に応じるものとする。なお、その場合に係る経費の負担については、委託者と協議の上、決定するものとする。

ケ 製作物ほか展示品の製作場所から製作物設置場所までの運搬（構内運搬含む）・設置・組立に係る費用は本業務の対象として見込むこと。

### (2) 水力発電体験シミュレーター

#### ア 概要

水力発電について「触って見て学ぶ」ことのできる体験型シミュレーターの製作

#### イ ターゲット層

主に社会見学に訪れた小学生・中学生を対象とする。

#### ウ 展示において伝えたいメッセージ

(ア) 水力発電は二酸化炭素を発生させない地球環境にやさしい水の恵みを使っているということ

(イ) 普段何気なく使用している電気を作ることの大変さ

(ウ) 水の力を使って電気をつくる仕組みと作った電気の使われ方

(エ) 2050 ゼロカーボンに向けて水力発電などの再生可能エネルギーを普及拡大させていくことが重要であること

#### エ 表現方法

映像コンテンツや体験型コンテンツ（スイッチ類を配置するなど）を組み合わせて、見て触れて学ぶことできるものとするものとし、1回（1人）当たり2～3分程度で体験可能なものとすること。

才 その他

（ア）以下に示す物品を調達し、組み合わせた展示品を製作すること。

なお、以下の物品は最低限の事項を示したものであり、本仕様書（案）に記載のない事項の提案を妨げるものではない。

＜物品内訳＞

物品名（条件）	最低数量
ディスプレイ ▶75インチ以上のサイズを有すること ▶1920×1080p以上の解像度を有すること	1台
サイネージプレーヤー	1台
パワーアンプ	1台
スピーカー（L/R各1）	2台
シュミレータースタートスイッチ	1台
アナログメーター	2台
制御コントローラー	1式
映像コンテンツ記憶装置	1式
疑似制御盤（上記物品を組み合わせた盤） 	1台
その他、受託者の提案による	一

（イ）映像コンテンツの制作に当たっては、伝えたいメッセージを十分に反映できる映像構成を作成するとともに、必要な撮影を行うこと。映像の解像度は1920×1080p（フルHD）以上とすること。撮影に係る機材は本業務の対象として見込むこと。

（ウ）撮影により生じる必要な手続き（法的申請など）については、受託者の責にて対応を行うものとし、撮影前には委託者に撮影場所及びスケジュールを共有し、必要に応じて、委託者の同行を求めること。

（エ）映像コンテンツにはCGやナレーションなども活用しながら、誰もが理解しやす

い工夫を行うこと。

- (オ) シミュレーターは常時稼働とはせず、来場者が体験コンテンツを操作（レバーやボタンを操作）することでコンテンツが開始するような仕組みとすること。
- (カ) スタンドアロンでの運用とし、ネットワーク通信などを必要としないものとすること。
- (キ) 来場者向けに操作方法をまとめたマニュアル及び日常の保守点検や故障発生時の対処方法をまとめたマニュアルを作成すること。

### (3) 産業遺産展示及び企業局歴史年表

#### ア 概要

春近発電所等において改修工事前に使用していた歴史的に価値のある物品の展示及び春近発電所をはじめとした長野県企業局の昔・現在・未来を学ぶことのできる歴史年表の製作

#### イ ターゲット層

子供から大人まで幅広な層を対象とする。

#### ウ 展示において伝えたいメッセージ

- (ア) 洪水などの災害、かんがい用水の安定供給や水力発電による地域への電力の安定供給などを目的に実施された「三峰川総合開発事業」の一環で美和ダム、高遠ダム、美和発電所及び春近発電所が建設されたこと
- (イ) 時代の変化にあわせた長野県企業局の事業の変遷
- (ウ) 2050 ゼロカーボンに向けて基幹発電所改修や新規発電所建設に取り組んでいること
- (エ) 県民の豊かな暮らしの実現のために様々な未来への投資を行っていること

#### エ 表現方法

見て学ぶことの出来るように歴史的価値のある写真や物品を展示すること。

#### オ その他

- (ア) 以下に示す物品を調達し、組み合わせた展示品を製作すること。

なお、以下の物品は最低限の事項を示したものであり、本仕様書（案）に記載のない事項の提案を妨げるものではない。

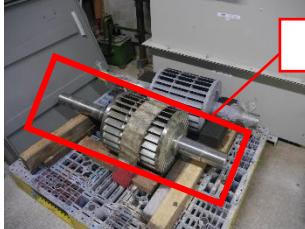
#### ＜物品内訳＞

物品名（条件）	最低数量
歴史年表 ▶W5,000×H2,500 mm程度	1式
展示台 ▶W5,000×D800 mm程度のサイズ ▶展示台上に産業遺産を展示する	1式
その他、受託者の提案による	一

- (イ) 年表内に掲載する情報は長野県企業局の事業に関する歴史を基本とし、ターゲット層を意識した、学習施設として効果的な見せ方の工夫を行うこと

(ウ) 産業遺産について、委託者が保有する以下の物品を展示できるものとし、その他の物品については受託者の提案による。

<物品内訳>

物品名 (条件)	数量
春近発電所で改修前に使用していた調速機 (サイズ：約W600×D600×H1,500 mm 重量：約250kg) 	1台
春近発電所で改修前に使用していたスラストメタル (サイズ：約W600×D600×H500 mm 重量：約10kg) 	1台
四徳発電所で改修前に使用していたフランシス水車 (サイズ：約Φ3,000×W3,000 mm 重量：100kg) 	1台
豊丘ダム発電所で改修前に使用していたクロスフロー水車 (サイズ：約Φ3,200×W3,200 mm 重量：約75 kg) 	1台
春近発電所の銘板	1枚

(エ) 委託者が保有する産業遺産について、春近発電所敷地内の建屋内の保管スペースに保管しているため、展示場所までの運搬等を行うこと。なお、運搬等に係る費用は本業務の対象として見込むこと。

(才) 産業遺産の展示に当たっては、来場者が手を触れないように必要な対策を行うとともに、設計床耐荷重及び転倒等に対して他の展示品同様の対策を実施すること。また、伝えたいメッセージが十分に反映できるように工夫を行うこと。

#### (4) その他提案

春近発電所に多くの来場者を呼び込むための効果的な施策等を提案すること。

### 8 業務等の報告

(1) 業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議、調整を行いながら進めること。なお、契約締結後、速やかに業務実施に係る詳細な打合せを実施し、その後は月に1回程度、業務の進捗を把握するための打合せを実施するものとする。

打合せ場所は、基本は長野県庁（電気事業課）にて実施するものとし、打合せの内容に応じて南信発電管理事務所及び春近発電所での実施を想定している。

(2) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議の上、決定するものとする。

(3) 受託者は以下に示す書類を定められた期日までに委託者に提出すること。

書類名	部数	提出期日	備考
業務実施計画書	1	契約締結の日から20日以内	任意様式
業務完了報告書	1	業務完了後30日以内	別紙のとおり
業務実施報告書	1	業務完了時	任意様式
その他書類（図面など）	一	必要な都度	任意様式

本業務において受託者が撮影した写真及び動画データについても、本業務完了と同時に成果品として委託者に納めること。データを納める媒体については、受託者にて調達するものとし、その種類（USB、HDDなど）については問わない。

### 9 留意事項

(1) 受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務にて収集及び取り扱う個人情報は「個人情報の保護に関する法律」を準拠するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うものとし、流出・損失を生じさせてはならない。

(3) 受託者は、本業務上知り得た秘密を他に一切漏らしてはならない。

(4) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め、委託者と協議の上、承認を得なければならない。

設計にあたって参考とすべき基準・規格等の例

1 法令

- ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)
- イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- ウ 河川法(昭和39年法律第167号)
- エ 自然公園法(昭和32年法律第161号)
- オ 長野県立自然公園条例(昭和35年条例第22号)
- カ 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)
- キ 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)
- ク 河川管理施設等構造令施工規則(昭和51年建設省令第13号)
- ケ 砂防法(明治30年法律第29号)
- コ 長野県砂防指定地管理条例(平成15年規則第54条)
- サ 森林法(昭和26年法律第249号)
- シ 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- ス 都市計画法(昭和43年法律第100号)
- セ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ソ 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)
- タ 発電用水力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第50号)
- チ 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)
- ツ 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)
- テ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
- ト 電波法(昭和25年法律第131号)
- ナ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)
- ニ 消防法(昭和23年法律第186号)
- ヌ 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)
- ネ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ノ 環境基本法(平成5年法律第91号)
- ハ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ヒ 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- フ 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- ヘ 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- ホ 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)
- マ 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- ミ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- ム ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第33号)
- メ クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)
- モ 道路法(昭和27年法律第180号)

- ヤ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- ユ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ヨ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ラ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- リ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）
- ル 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（昭和 12 年法律第 100 号）
- レ 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- ロ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ワ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律 57 号）
- ヲ 気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）

## 2 規格、規程等

- ア 日本産業規格（JIS）
- イ 電気規格調査会標準規格（JEC）
- ウ 日本電機工業会標準規格（JEM）
- エ 日本電線工業会標準規格（JCS）
- オ 日本照明工業会規格（JIL）
- カ 電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- キ 電気技術規格（JEAC）
- ク 電気技術指針（JEAG）
- ケ 圧力容器構造規格（中央労働災害防止協会）
- コ クレーン構造規格（中央労働災害防止協会）
- サ 電気機械器具防爆構造規格（中央労働災害防止協会）
- シ 発変電規程（一般社団法人日本電気協会）
- ス 電気保安通信規程（一般社団法人日本電気協会）
- セ 内線規程（一般社団法人日本電気協会）
- ソ 系統連携規格（一般社団法人日本電気協会）
- タ 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会）

## 3 要綱、基準等

- ア 河川砂防技術基準（国土交通省）
- イ ダム・堰施設技術基準（案）（国土交通省）
- ウ 発電用水力設備の技術基準と官庁手続き（一般社団法人電力土木技術協会）
- エ 長野県保安林関係事務取扱要綱（長野県林務部）
- オ コンクリート標準示方書（公益社団土木学会）
- カ 道路橋示方書（公益社団法人日本道路協会）
- キ 道路土工カルバート工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ク 道路土工擁壁工指針（公益社団法人日本道路協会）
- ケ 道路土工切土工・斜面安定工指針（公益社団法人日本道路協会）
- コ 道路土工仮設構造物工指針（公益社団法人日本道路協会）
- サ 道路土工盛土工指針（公益社団法人日本道路協会）
- シ 水門鉄管技術基準（一般社団法人電力土木技術協会）

- ス 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- セ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- ソ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- タ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- チ 電気協同研究（一般社団法人電気協同研究会）
- ツ 電力品質確保に係る系統連系技術要件のガイドライン（資源エネルギー庁）
- テ 河川構造物の耐震性能照査指針（水管理・国土保全局治水課）
- ト 水力発電設備の耐震性能照査マニュアル（経済産業省原子力安全保安員）
- ナ 既存砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン（案）（国土交通省砂防部保全課）

#### 4 関係仕様書等

- ア 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- イ 電気設備工事施工管理基準（案）及び規格値（国土交通省）
- ウ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省）
- エ 土木工事共通仕様書（長野県建設部）
- オ 土木工事施工管理基準（長野県建設部）
- カ 土木工事現場必携（長野県）
- キ 長野県に関する共通仕様書
- ク 長野県電気事業電気工作物保安規程
- ケ 小水力発電 1,000kW 未満仕様標準（一般財団法人新エネルギー財団）

(別紙)

## 業務完了報告書

令和8年(2026年) 月 日

長野県公営企業管理者 吉沢 正 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(個人にあっては住所、氏名)

令和8年(2026年) 月 日に受注した「令和7年度 春近発電所屋内展示製作業務」が完了しましたので報告します。

1 業務名 令和7年度 春近発電所屋内展示製作業務

2 履行期限 令和8年(2026年) 7月 18日

3 納入場所 長野県企業局 春近発電所展示棟(2階) 展示室

4 業務内容 (業務の内容を記載すること)